

# 外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）概要

令和2年3月  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

## 調査基準日

原則として、令和元年5月1日を基準日としている。

## 調査実施期間

令和元年5月16日～6月14日

## 調査対象

市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）

※広域連合や組合設置の教育委員会については、市町村単位で回答。

## 調査方法

都道府県教育委員会を通じ、調査票を配布、回収（指定都市教育委員会については都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布、回収）。

## 主な調査項目

1. 就学状況の把握状況
  - ・ 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
  - ・ 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況
2. 就学状況の把握・就学促進の取組
  - ・ 外国人の子供に関する転入等の情報の取得方法
  - ・ 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況
  - ・ 就学ガイドブック等の備付け・配布の状況
  - ・ 学齢簿に準じるものの作成状況
  - ・ 就学案内の送付状況
  - ・ 就学促進に係る支援の実施状況
  - ・ 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況
3. 各種規定の整備状況
  - ・ 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
  - ・ 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況
4. 指導体制の整備状況
5. 支援員等の配置状況
6. 教育委員会における研修の実施状況
7. 自由記述より

## 別添参考資料

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

※ 本調査における「外国人の子供」とは、日本国籍を有しない者とし、日本国籍との二重国籍者は含まない。

※ 速報値（令和元年9月に公表）からの主な変更点

- ・ 精査による数値の修正（教育委員会からの訂正報告）
- ・ 各地方公共団体の実態をより細かく把握するため、居住する外国人の子供の人数規模ごとの集計等を実施。
- ・ 地方公共団体が抱える課題や取組例に関する自由記述からの紹介を追加。
- ・ 一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て、他の教育委員会等の取組の参考となる「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」を作成。

# 調査結果

## 1. 就学状況の把握状況

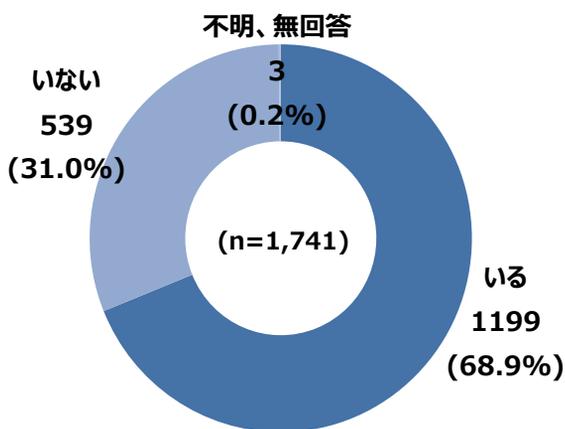
### 1-1. 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数

\* 調査基準日については、設問1-2.で回答した基準日とすることを基本としつつ、困難な場合には、回答が可能な直近の日付での回答を可としている。

<人数合計> n=1,741

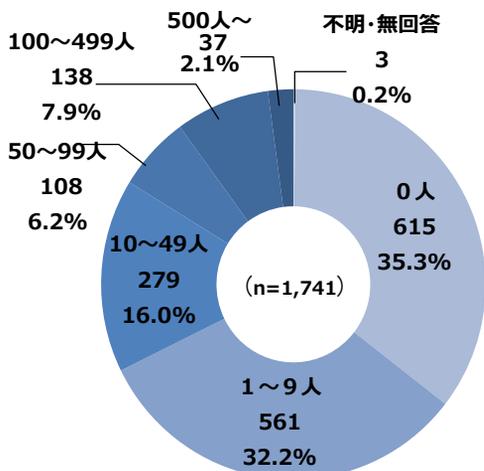
区分	計 (人)
小学生相当	87,033
中学生相当	36,797
小学生相当+中学生相当	123,830

<外国人の子供が1人以上いる地方公共団体数>  
(小+中)

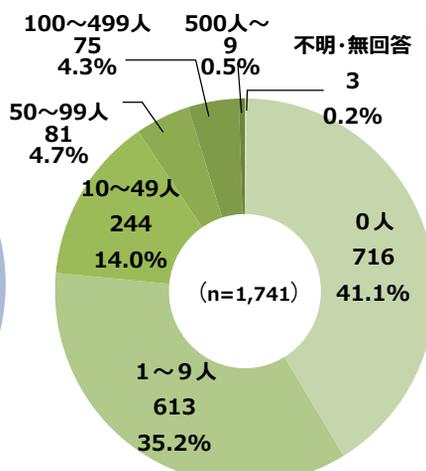


<外国人の子供の人数区分別地方公共団体数>

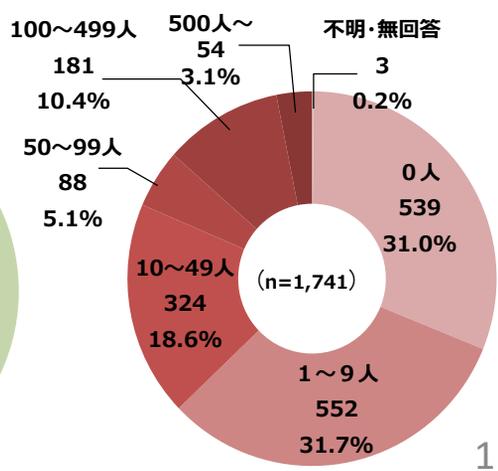
(小学生相当)



(中学生相当)



(小+中)



# 1. 就学状況の把握状況

## 1-2. 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

### 【結果を見る上での留意点】

- \* 1 調査基準日については、令和元年5月1日を原則としつつ、各地方公共団体における就学状況把握の実施時期等に鑑み、他の時点での回答を可としている。
- \* 2 調査基準日時点で各地方公共団体が把握する情報に基づき可能な範囲で回答を求めたものであり、各地方公共団体に対して学校や各家庭への改めての照会を依頼したのではない。
- \* 3 調査対象は、各地方公共団体に住民登録がなされている外国人の子供であるが、住民登録の有無に関わらず実際の在籍数に基づき回答している場合がある。
- \* 4 各学年区分については生年月日を基準とした回答としているが、義務教育諸学校においては、下学年での受入対応等により年齢相当とは異なる学年・学校種への在籍状況を回答している場合がある。
- \* 5 本調査項目でいう「就学」とは、学校教育法上の「就学」とは異なり、義務教育諸学校のほか、外国人学校等への在籍も含んでいる。
- \* 6 表の各区分については以下のとおり。
  - ①義務教育諸学校：国公立小・中・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）を指す。
  - ②外国人学校等：我が国に居住する外国人を専ら対象として我が国の義務教育諸学校の段階に相当する組織的・体系的な教育を行う施設を指し、各種学校として認可されているか否かを問わない。
  - ③不就学：義務教育諸学校、外国人学校等のいずれにも就学していないことが確認できた者を指す。
  - ④出国・転居：住民基本台帳に記載が残っているが、実態としては既に転居・出国していること又は近日中にその予定であることが確認できた者を指す。
  - ⑤就学状況確認できず：就学案内の送付、家庭訪問、電話等により就学状況の確認を試みたが、不在や連絡不通により就学状況の確認ができなかった者を指す（教育委員会が就学状況の確認を試みていない者は含まない。）。
  - ⑥1-1.計との差：「⑤就学状況確認できず」に計上されない「教育委員会が就学状況確認の対象としていないため、就学状況が不明な者」等が含まれるものと考えられる。ただし、\*1・3・4等により、本設問と設問1-1.を単純に比較することはできず、あくまで参考値である。なお、設問1-1.で人数が無回答だった市町村については、集計から除いている。

n=1,741

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	⑥ (参考) 1-1.計との 差(人)
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当 計	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)	(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)	(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)	(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

※ 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる(さらに④を加えると22,488人)。

④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

# 1. 就学状況の把握状況

## <都道府県・指定都市別の状況>

都道府県 (指定都市を含む。)	項目	①義務教育諸学校	②外国人学校等	③不就学	④転居・出国(予定含む)	⑤就学状況確認できず	計	⑥(参考)
								住民基本台帳上の人数(設問1-1)との差
北海道	道	617	4	17	34	89	761	0
青森県	県	85	4	3	3	10	105	0
岩手県	県	84	0	0	4	6	94	0
宮城県	県	268	9	5	3	-	285	197
秋田県	県	57	-	-	4	-	61	0
山形県	県	150	0	1	2	-	153	0
福島県	県	287	2	7	9	5	310	0
茨城県	県	2,736	46	76	48	106	3,012	183
栃木県	県	1,790	47	15	28	60	1,940	32
群馬県	県	3,074	125	47	48	224	3,518	141
埼玉県	県	7,662	149	41	799	417	9,068	288
千葉県	県	4,978	88	102	199	513	5,880	852
東京都	都	15,466	1,515	8	399	3,697	21,085	4,187
神奈川県	県	9,052	105	15	109	195	9,476	2,080
新潟県	県	421	3	5	15	16	460	1
富山県	県	720	0	6	22	9	757	38
石川県	県	434	1	2	6	22	465	0
福井県	県	468	2	2	9	3	484	-5
山梨県	県	743	36	18	10	36	843	-8
長野県	県	1,486	65	6	67	53	1,677	7
岐阜県	県	2,909	262	17	61	208	3,457	-3
静岡県	県	5,212	544	80	123	331	6,290	241
愛知県	県	14,133	411	68	225	494	15,331	1,178
三重県	県	3,158	151	5	92	63	3,469	1
滋賀県	県	1,676	143	0	19	17	1,855	0
京都府	府	1,174	21	2	38	12	1,247	441
大阪府	府	7,068	58	14	73	1,444	8,657	-1
兵庫県	県	3,086	877	1	158	111	4,233	260
奈良県	県	371	14	2	31	12	430	0
和歌山県	県	96	27	2	5	0	130	-2
鳥取県	県	102	-	3	6	-	111	0
島根県	県	269	1	0	17	3	290	0
岡山県	県	542	56	34	54	15	701	1
広島県	県	1,736	61	0	93	110	2,000	4
山口県	県	314	10	1	27	20	372	11
徳島県	県	117	0	0	0	9	126	0
香川県	県	384	0	6	14	10	414	0
愛媛県	県	171	13	0	1	42	227	0
高知県	県	64	0	0	2	0	66	0
福岡県	県	1,815	139	2	83	168	2,207	-2
佐賀県	県	124	2	8	6	0	140	0
長崎県	県	133	5	0	3	11	152	0
熊本県	県	252	0	2	27	0	281	0
大分県	県	188	-	1	21	-	210	0
宮崎県	県	116	0	4	4	0	124	0
鹿児島県	県	143	1	2	11	4	161	0
沖縄県	県	439	26	-	5	113	583	61
合 計		96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183

(再掲：指定都市)

札幌市	市	326	0	0	24	80	430	0
仙台市	市	150	-	-	-	-	150	193
さいたま市	市	1,127	33	-	76	3	1,239	151
千葉市	市	1,310	0	0	15	246	1,571	0
横浜市	市	3,900	-	-	-	-	3,900	1,675
川崎市	市	1,472	-	-	11	3	1,486	363
相模原市	市	577	1	0	9	85	672	0
新潟市	市	161	3	-	10	13	187	0
静岡市	市	256	-	-	-	-	256	65
浜松市	市	1,796	243	2	29	5	2,075	80
名古屋市	市	3,370	20	0	4	62	3,456	813
京都市	市	795	0	0	0	0	795	415
大阪市	市	3,779	0	0	0	1,117	4,896	0
堺市	市	595	2	-	7	-	604	2
神戸市	市	1,277	622	1	83	65	2,048	0
岡山市	市	291	17	13	42	12	375	0
広島市	市	754	57	0	28	70	909	0
北九州市	市	318	68	0	0	30	416	0
福岡市	市	980	44	0	58	129	1,211	0
熊本市	市	169	0	0	18	0	187	0
指定都市計		23,403	1,110	16	414	1,920	26,863	3,757

\* 「-」は、人数が全く不明な場合（該当する者の有無が不明な場合も含む）を表す。

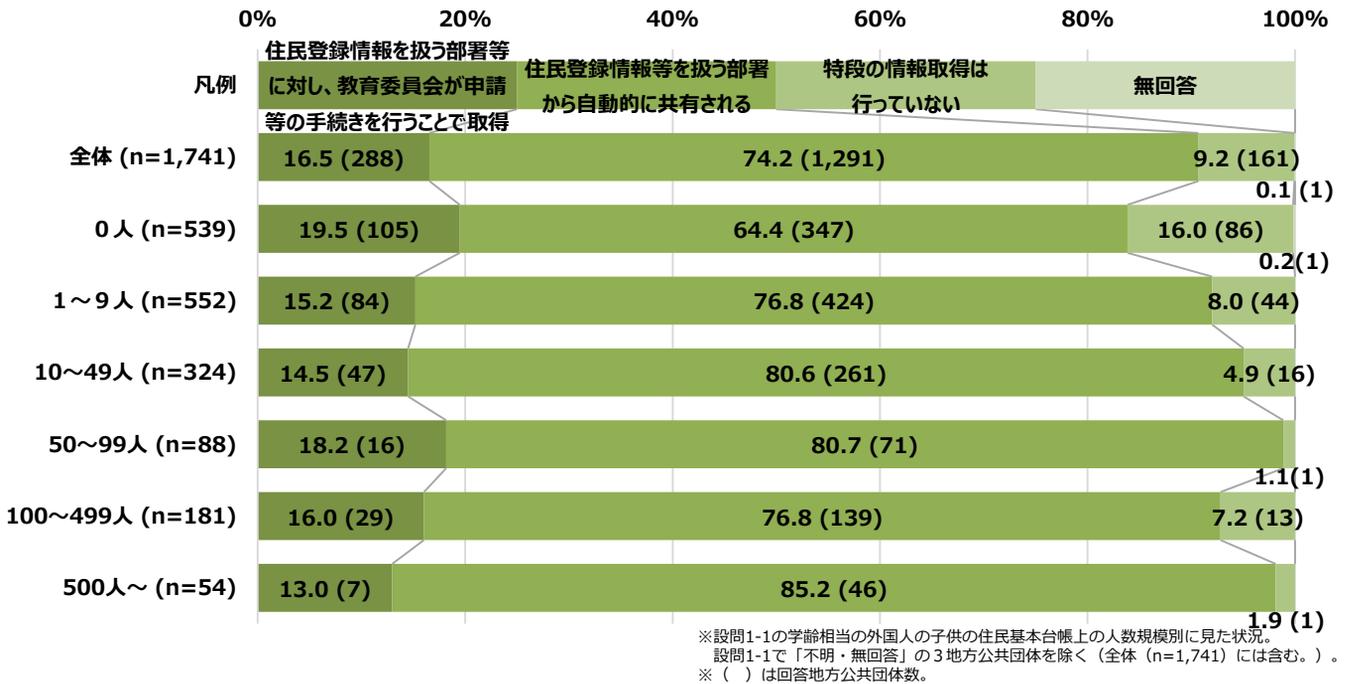
\* (参考) 欄がマイナスになっているのは、P. 2【結果を見る上での留意点】1・3・4等によるものである。3

\* 設問1-1.で人数が無回答だった市町村については、(参考) 欄の集計からは除いている。

## 2. 就学状況の把握・就学促進の取組

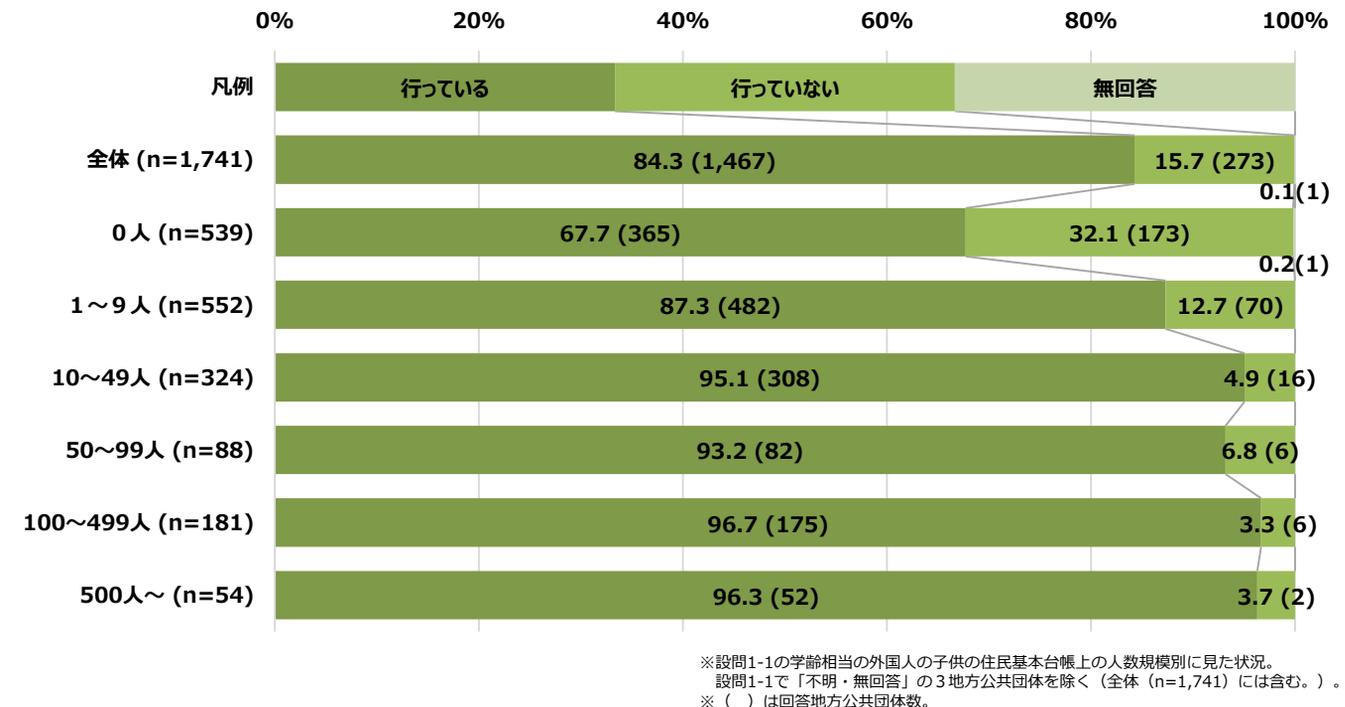
### 2-1. 外国人の子供に関する転入等の情報の取得方法

\* 教育委員会における、外国人の子供に関する転入等の情報についての取得方法



### 2-2. 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況

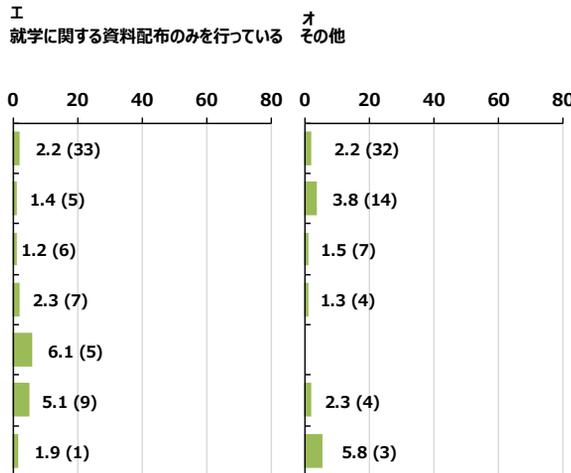
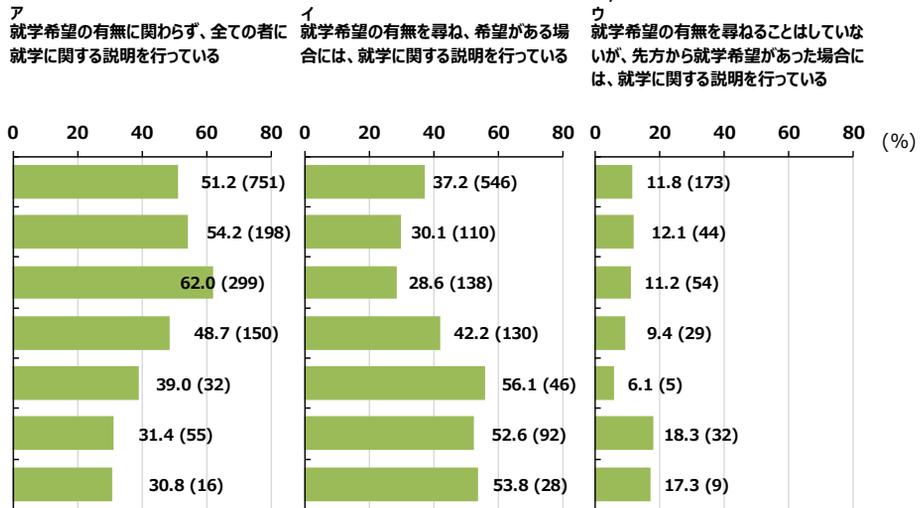
\* 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学に関する説明を行う地方公共団体の状況



## 2. 就学状況の把握・就学促進の取組

### 2-3. 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況 (複数回答)

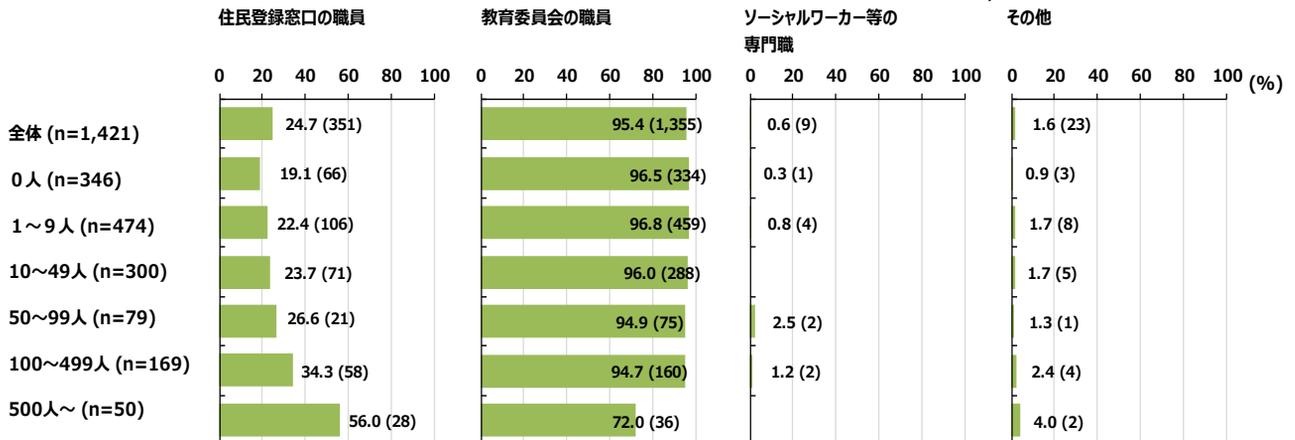
n = 1,467 (2-2.で「行っている」と回答)



※設問1-1の学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。設問1-1で「不明・無回答」の3地方公共団体を除く(全体(n=1,467)には含む。)。 ※ ( ) は回答地方公共団体数。

### 2-4. 2-3.で就学に関する説明を行う際の説明者 (複数回答)

n = 1,421 (2-3.でア~ウを選択)



※設問1-1の学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。設問1-1で「不明・無回答」の3地方公共団体を除く(全体(n=1,421)には含む。)。 ※ ( ) は回答地方公共団体数。

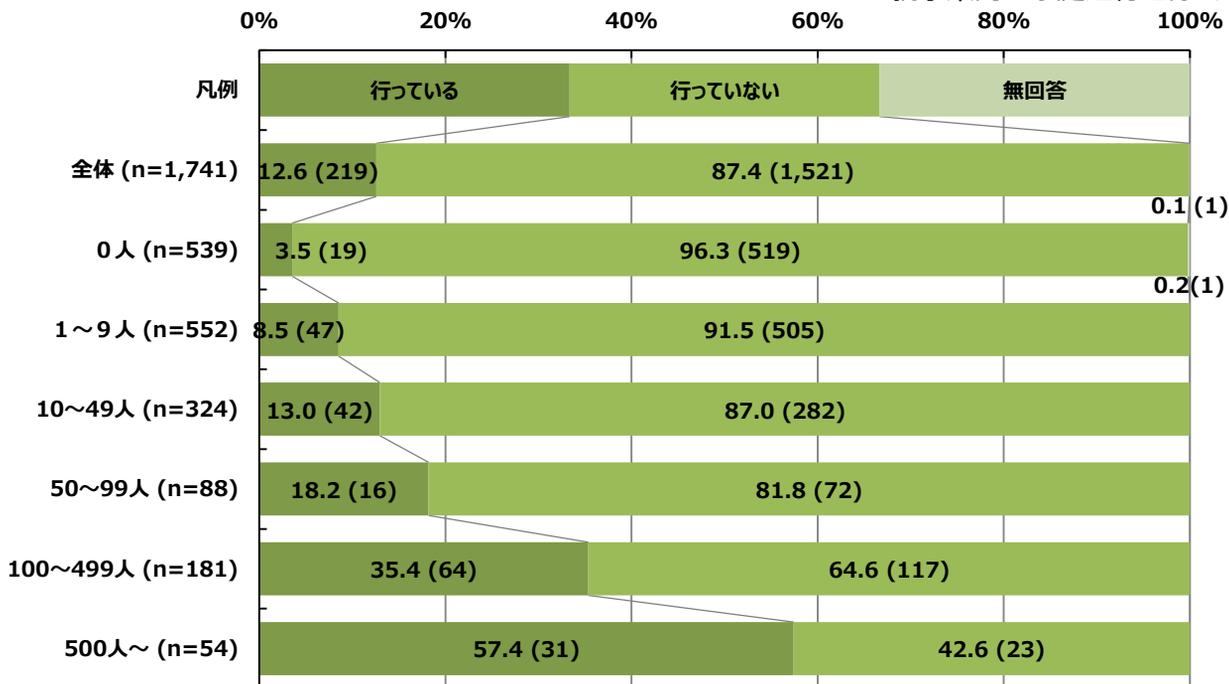
#### 「その他」記載例：

子育て支援課等の職員と連携／通訳(国際交流協会職員、多文化共生相談員等)と連携／保健師／学校教職員／保健福祉課相談コーナー相談員 等

## 2. 就学状況の把握・就学促進の取組

### 2-5. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

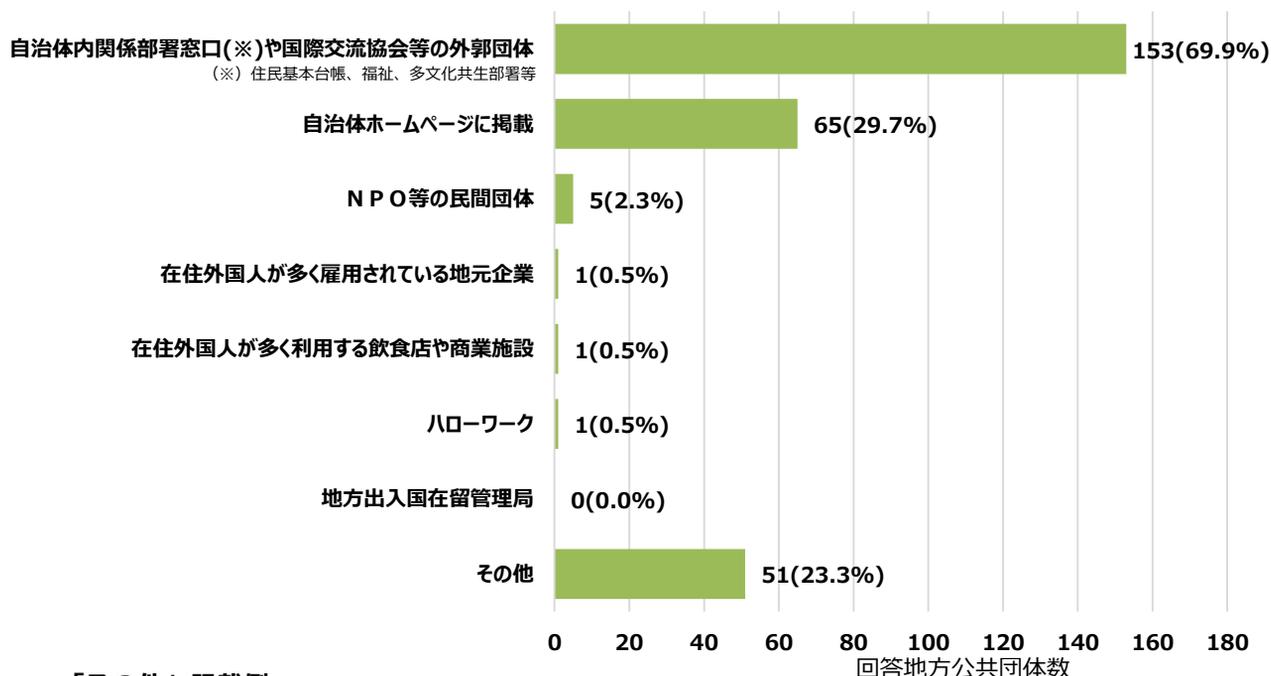
※2-10.の就学案内の家庭送付を除く。



※設問1-1の学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。  
 設問1-1で「不明・無回答」の3地方公共団体を除く（全体 (n=1,741) には含む。）。  
 ※（ ）は回答地方公共団体数。

### 2-6. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布先 (複数回答)

n=219 (2-5.で「行っている」を選択)

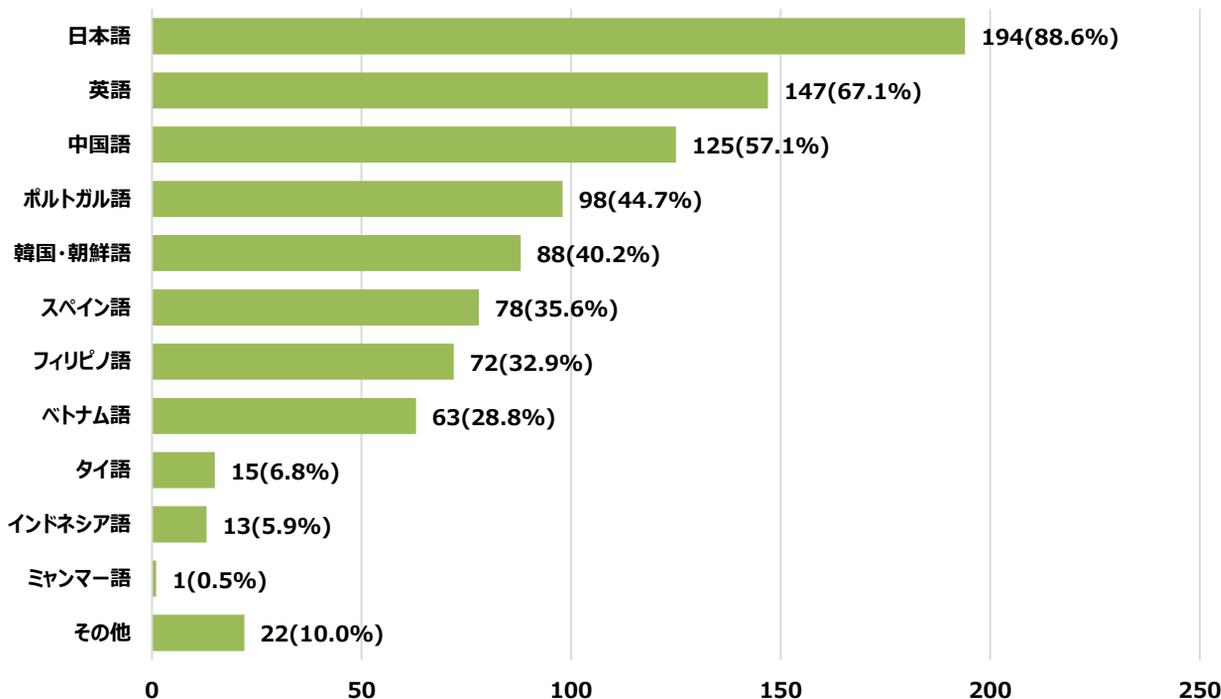


「その他」記載例：

学校／教育委員会／保育園・幼稚園／外国人向け説明会等の機会に保護者に配布 等

2-7. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の記載言語 (複数回答)

n=219 (2-5.で「行っている」を選択)

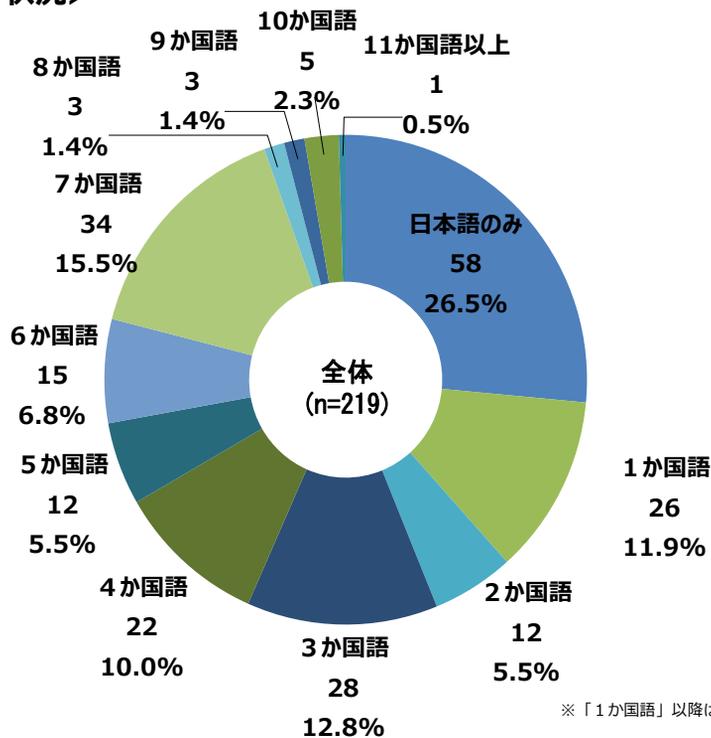


「その他」記載例：

ロシア語／フランス語／アラビア語 等

回答地方公共団体数

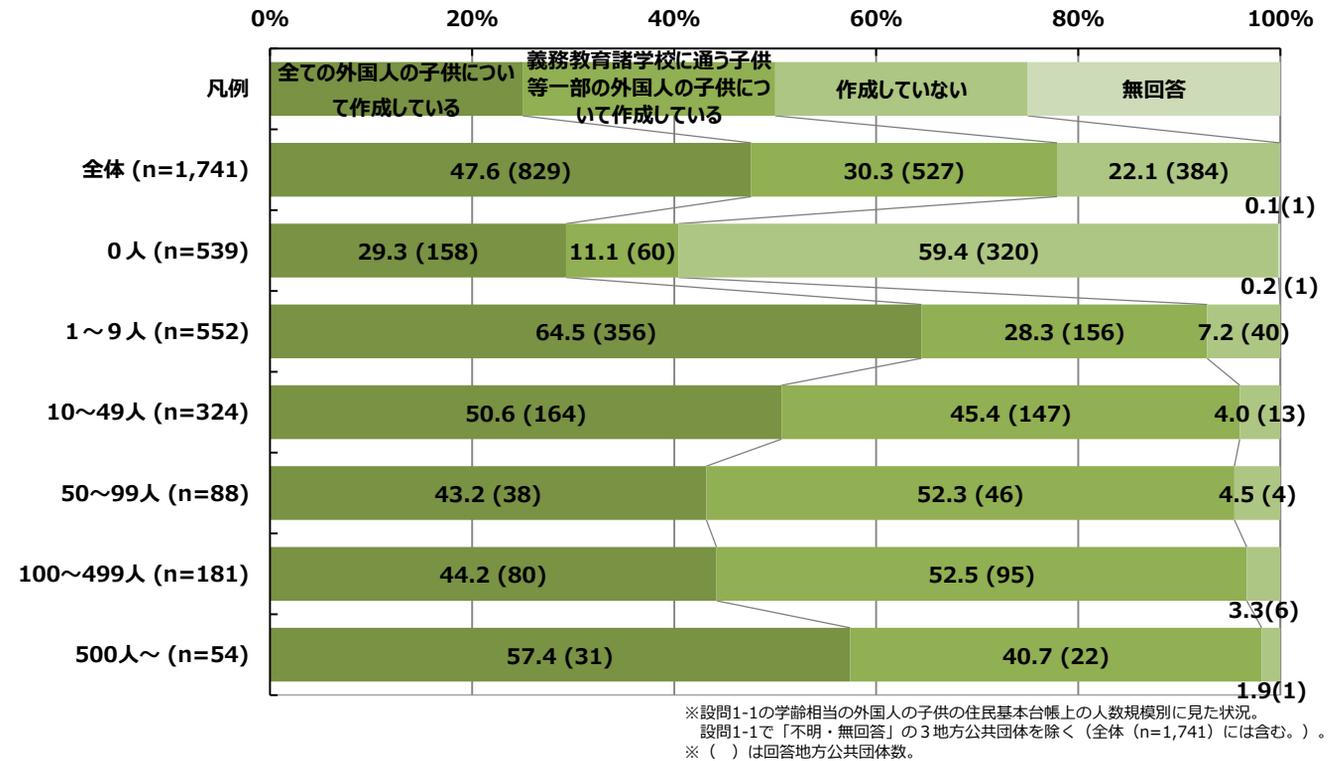
<対応言語数の状況>



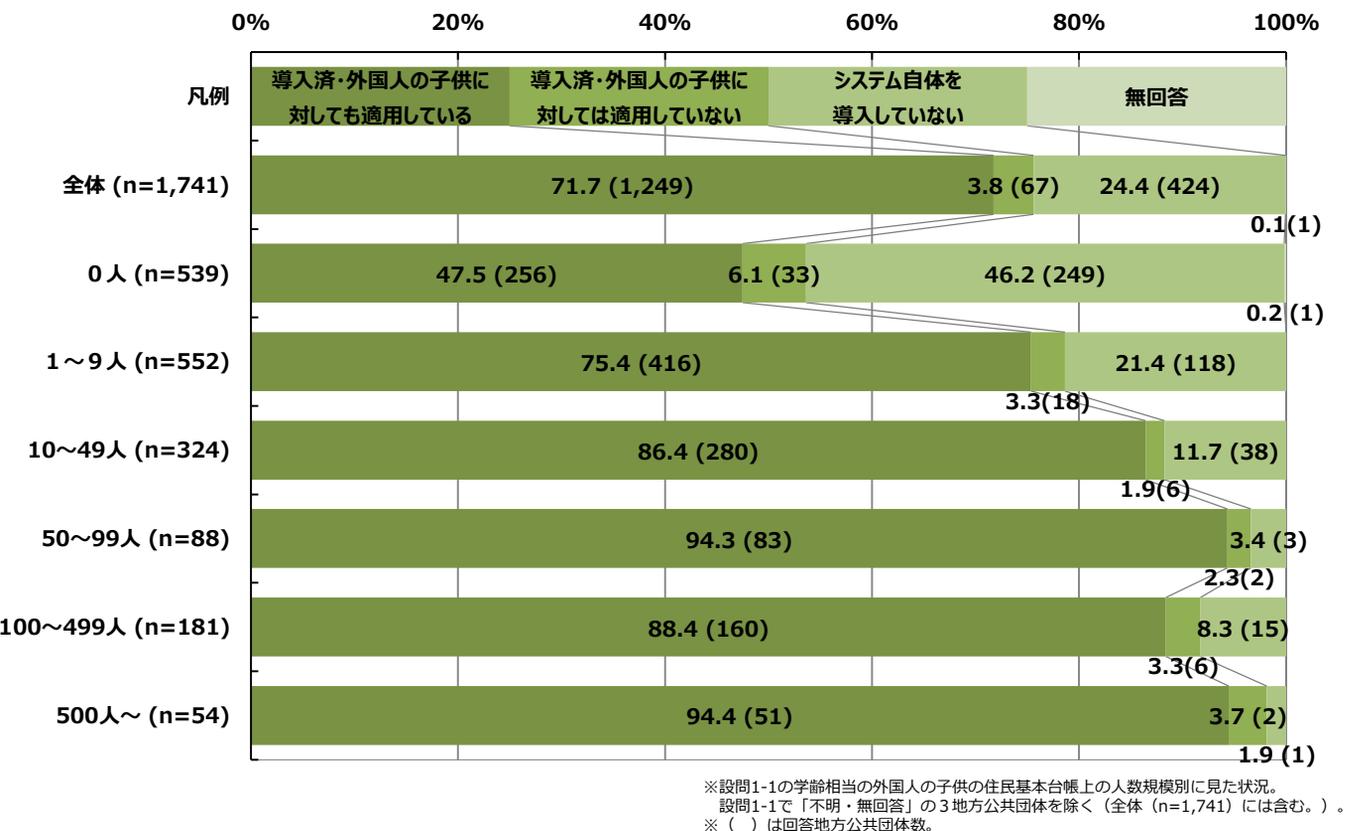
※「1か国語」以降は、日本語以外を指す。

## 2. 就学状況の把握・就学促進の取組

### 2-8. 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成状況



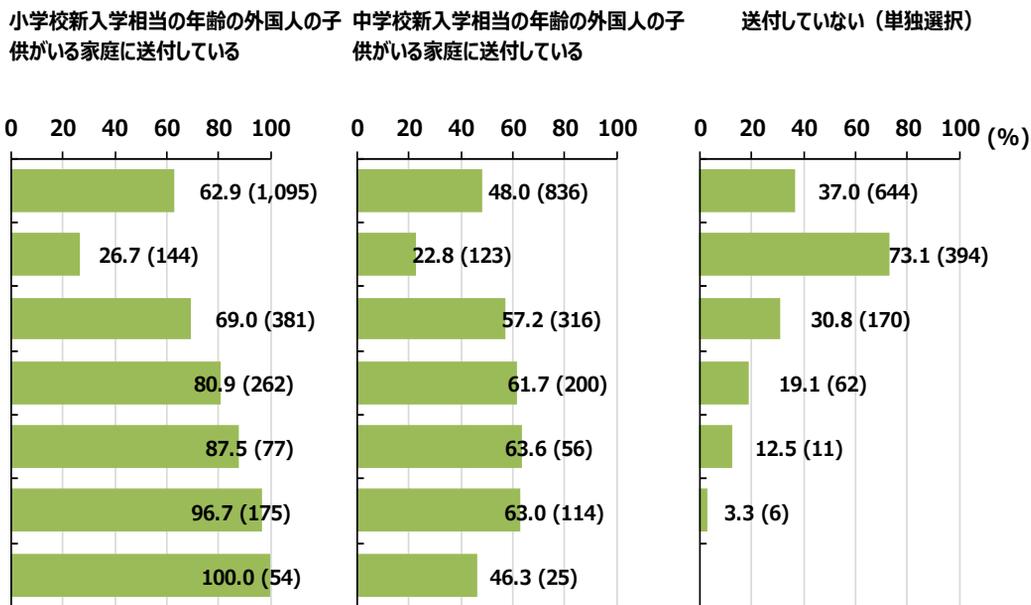
### 2-9. 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況



## 2. 就学状況の把握・就学促進の取組

### 2-10. 就学案内の送付状況（複数回答）

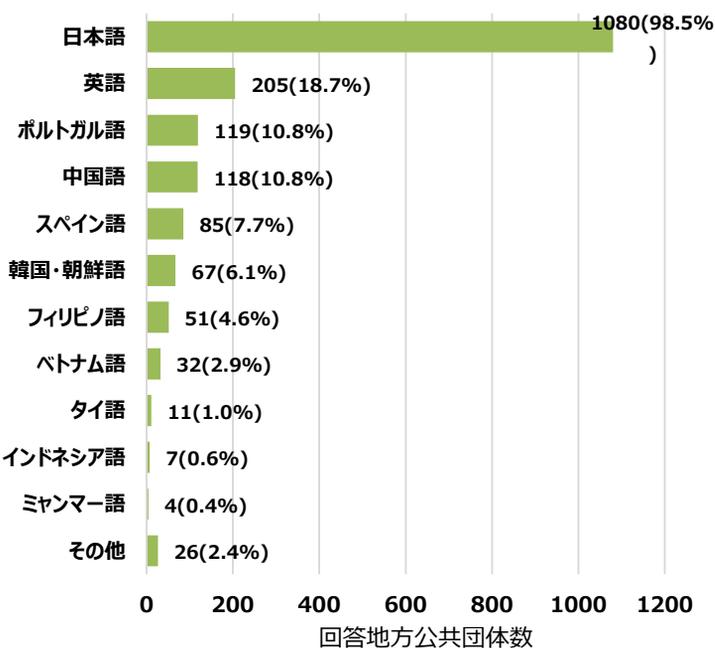
\* 外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付状況



※設問1-1の学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。  
設問1-1で「不明・無回答」の3地方公共団体を除く（全体（n=1,741）には含む。）。  
※（ ）は回答地方公共団体数。

### 2-11. 就学案内の対応言語（複数回答）

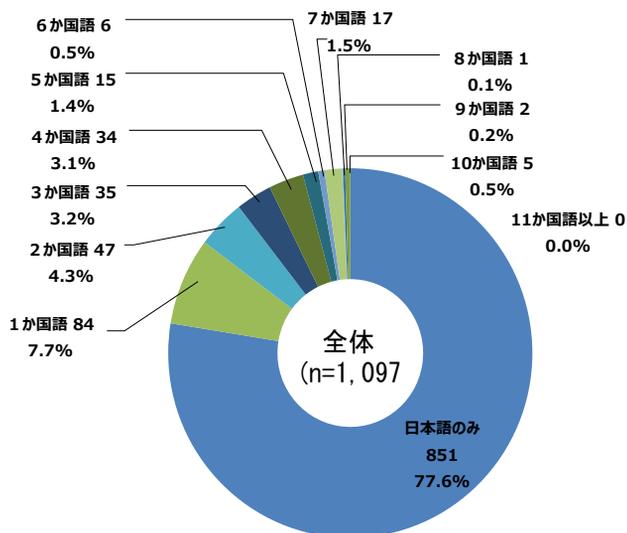
n = 1,097（2-10.で小学校に送付または中学校に送付を選択）



「その他」記載例：

ウルドゥー語／ロシア語／フランス語／日本語で記載しているが、ルビを振り可能な限りやさしい日本語を使用するよう努めている／保育所等に照会し、保護者が理解可能な言語についてその都度対応する（国際センター等への翻訳依頼など）等

#### <対応言語数の状況>

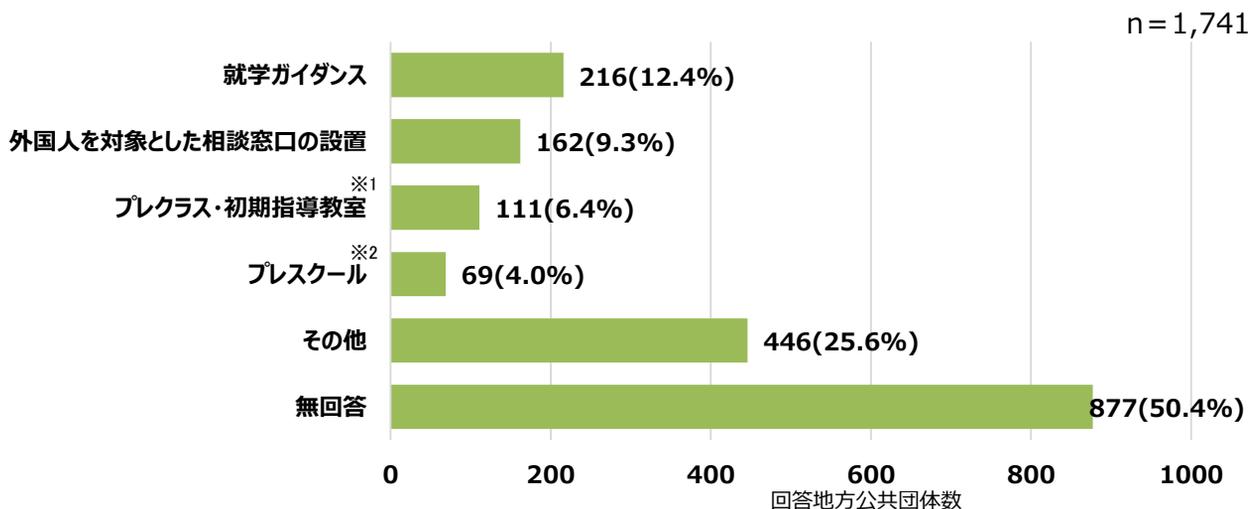


※「1か国語」以降は、日本語以外を指す。

## 2. 就学状況の把握・就学促進の取組

### 2-12. 外国人の就学促進に係る支援の実施状況 (複数回答)

\* 外国人の就学促進に係る支援として実施している取組



(※1) 学齢期の子供を対象として、学校入学前や入学後初期段階に、初期の日本語指導等を集中的に行う取組

(※2) 就学前の幼児を対象として、入学後の学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等の取組

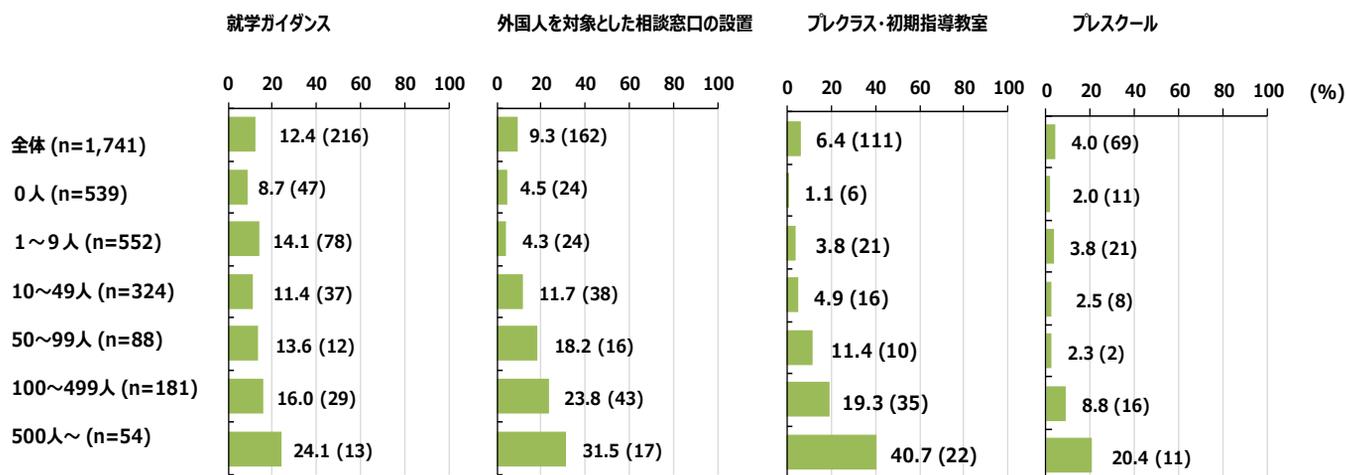
#### 「その他」記載例：

就学時健康診断時の子育て講座（入学までにできるようにしておきたいことについて）の資料を多言語で作成／就学前の児童のいる保護者に対し日本語教室を実施／体験入学／就学前の三者面談／保健部局や多文化共生部局等の関係課との情報共有・連携 等

※「その他」を選択のうち、約270件が「外国人の子供がいない」「特段実施していない」「日本人と同様の対応」との内容。

### <外国人の子供の人数規模別の状況>

※「その他」「無回答」は省略。



※設問1-1の学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。

設問1-1で「不明・無回答」の3地方公共団体を除く（全体 (n=1,741) には含む。）。

※ ( ) は回答地方公共団体数。

## 2. 就学状況の把握・就学促進の取組

### 2-13. 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況(複数回答)

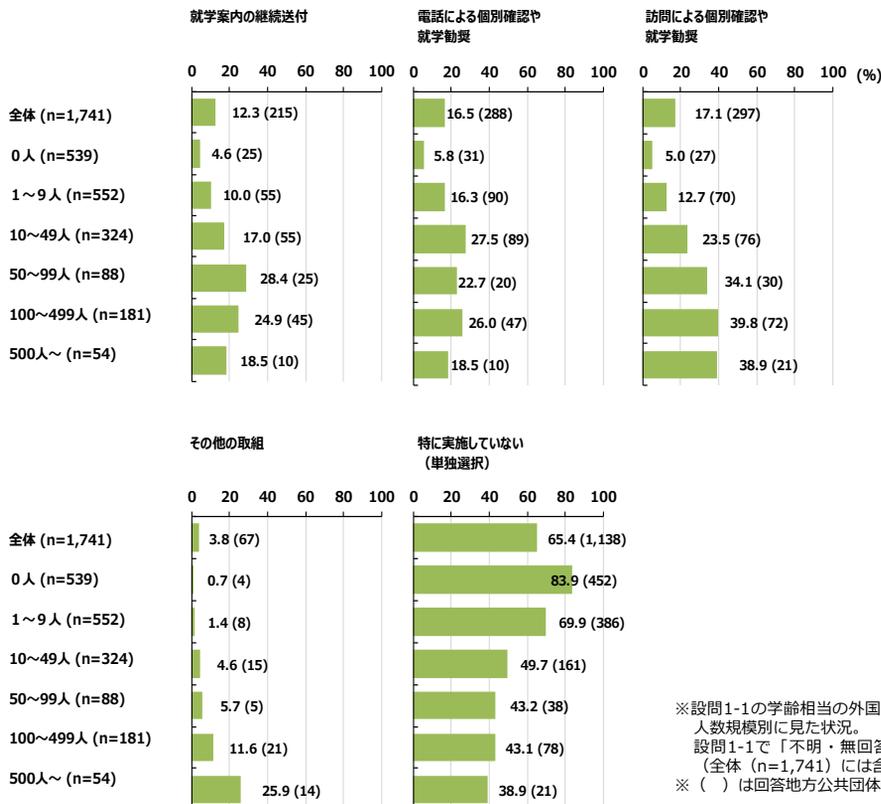
\* 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供の就学状況の把握や就学促進のために実施している取組とその実施主体 n=1,741

実施主体 選択肢	全体	教育委員会		首長部局		学校		その他	
	回答数 (構成比)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)
就学案内の継続送付	215 (12.3%)	212	98.6	3	1.4	12	5.6	-	0.0
電話による個別確認 や就学勧奨	288 (16.5%)	266	92.4	24	8.3	54	18.8	1	0.3
訪問による個別確認 や就学勧奨	297 (17.1%)	249	83.8	35	11.8	79	26.6	6	2.0
その他の取組	67 (3.8%)	62	92.5	10	14.9	5	7.5	6	9.0
特に実施していない (単独選択)	1,137 (65.4%)								

#### 「その他の取組」記載例：

出入国在留管理庁への出国状況の照会／就学時健康診断と連携し就学希望の有無や就学先の把握を実施／外国人ネットワークを利用した聞き取り調査／他部署・他機関と連携した就学状況の把握／幼稚園等を通じた就学先の確認及び教委窓口への来庁勧奨

### <外国人の子供の人数規模別の状況>

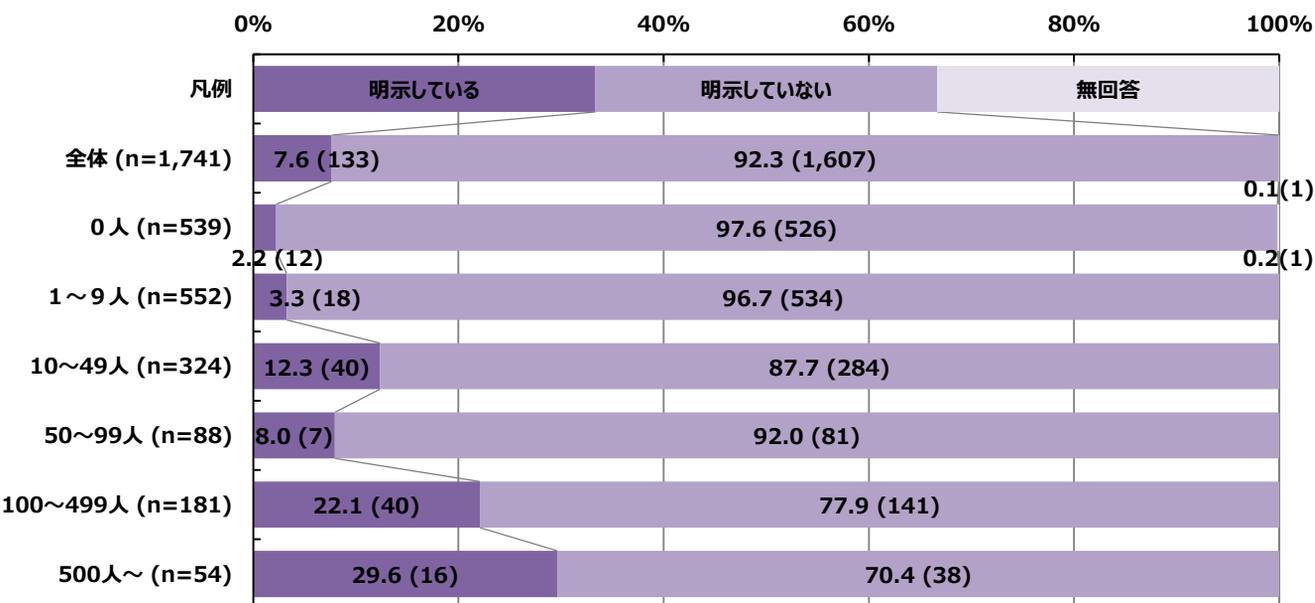


※設問1-1の学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。  
設問1-1で「不明・無回答」の3地方公共団体を除く(全体(n=1,741)には含む。)  
※( )は回答地方公共団体数。

### 3. 各種規定の整備状況

#### 3-1. 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況

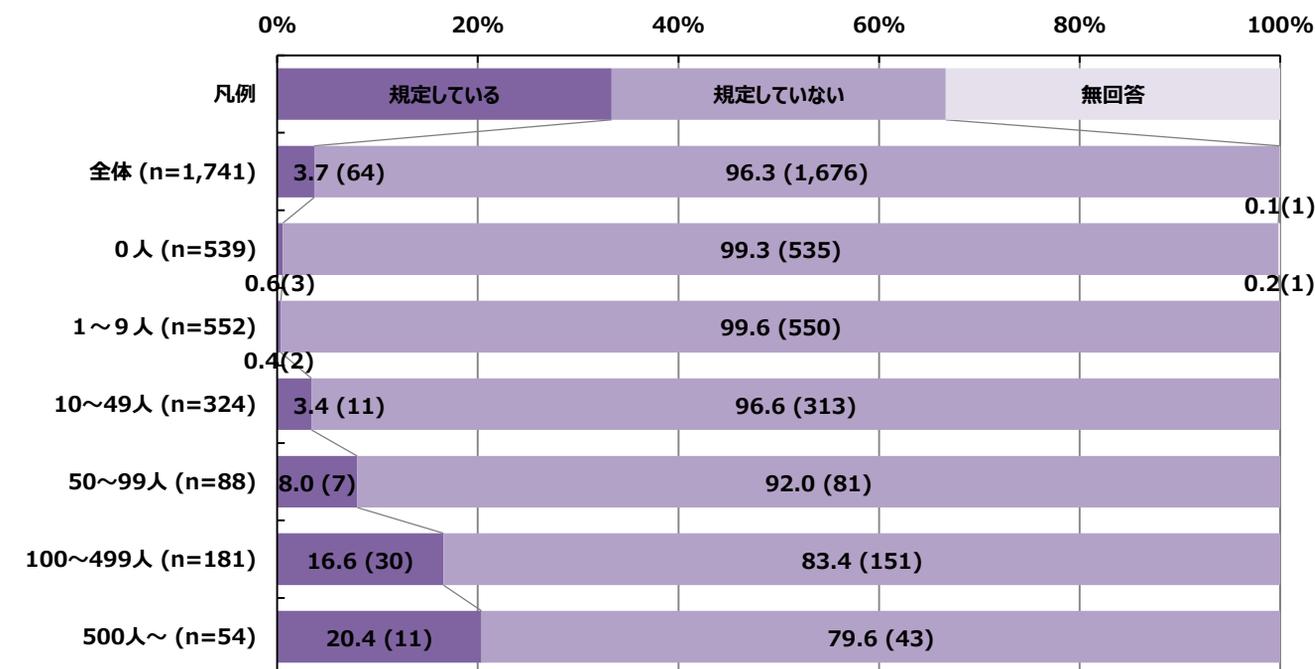
\* 教育委員会の事務組織に関する規則における「外国人の子供の教育」に関する分掌規程の明示の状況



※設問1-1の学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。  
 設問1-1で「不明・無回答」の3地方公共団体を除く（全体（n=1,741）には含む。）。  
 ※（ ）は回答地方公共団体数。

#### 3-2. 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

\* 地方公共団体の規則、内部規定等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に係る規定の状況

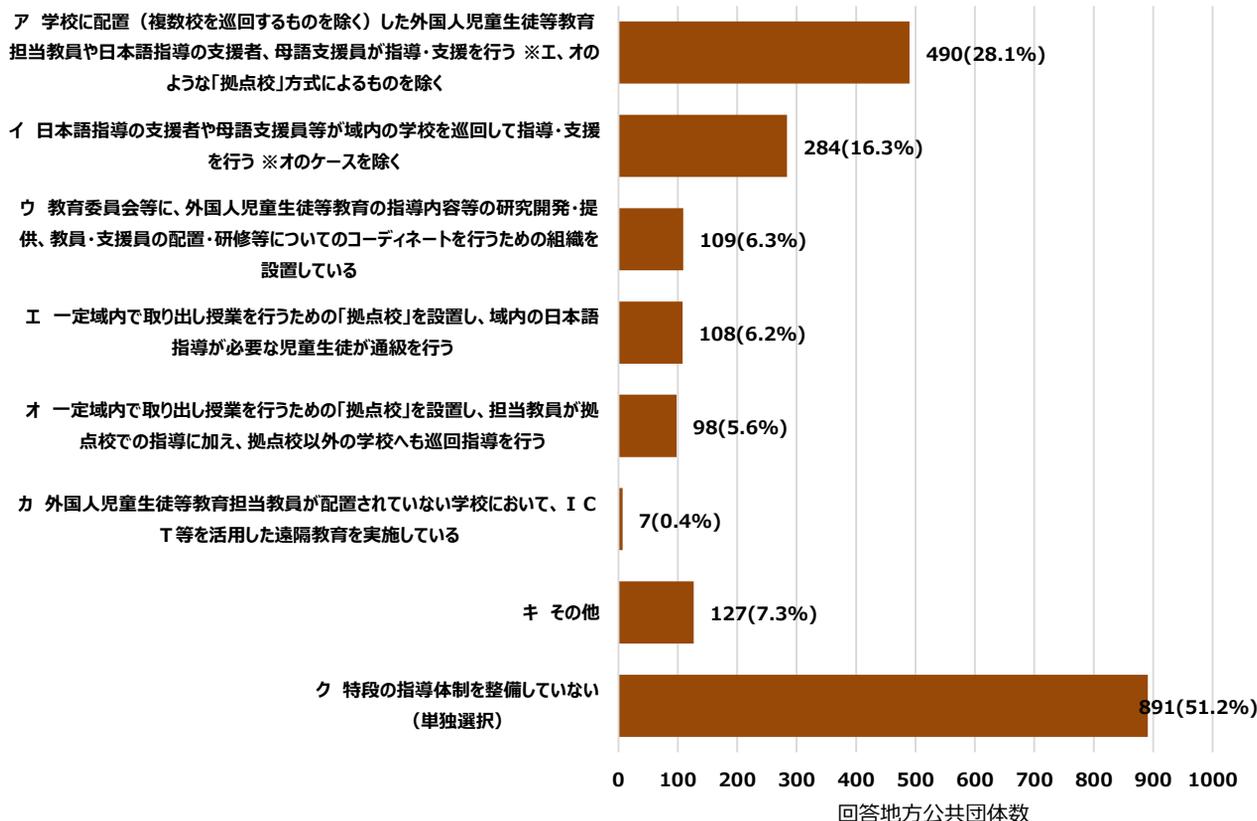


※設問1-1の学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。  
 設問1-1で「不明・無回答」の3地方公共団体を除く（全体（n=1,741）には含む。）。  
 ※（ ）は回答地方公共団体数。

## 4. 指導体制の整備状況

### 4-1. 教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況（複数回答）

n=1,741

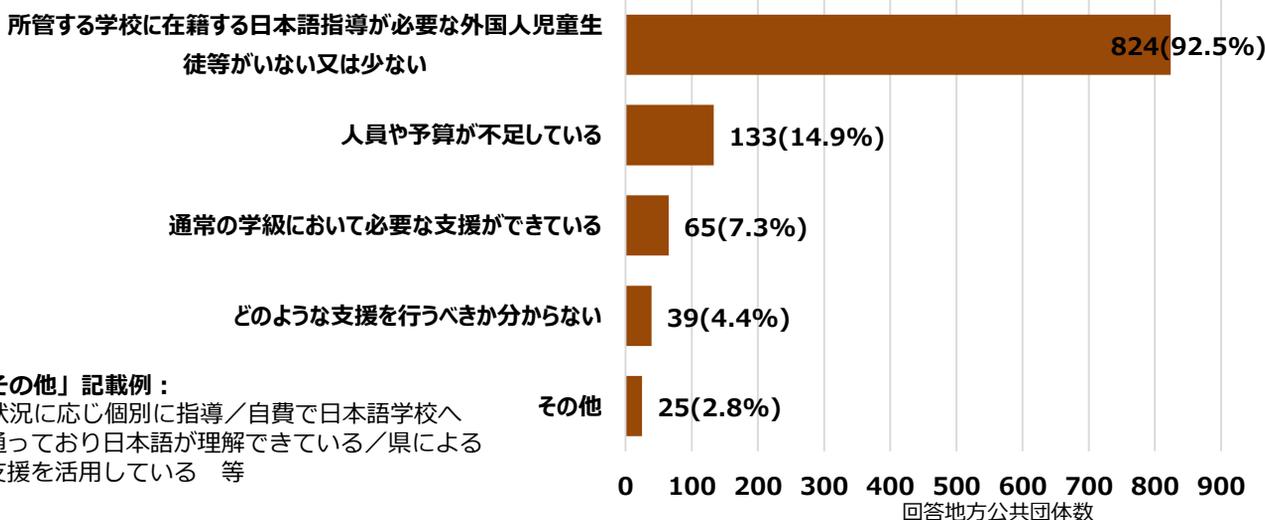


#### 「その他」記載例：

市の教育センターに日本語教室を設置／市の「教育支援員」や「英語推進アドバイザー」が、児童生徒と保護者が文化について理解したり生活習慣を身に付けるための支援を実施／個別に対応／外部の日本語指導団体や国際交流協会と連携／教育委員会が独自に初期適応支援教室を設置／翻訳機能付きタブレット端末等の整備 等

### 4-2. 特段の指導体制を整備していない場合の理由（複数回答）

n=891（4-1.で「特段の指導体制を整備していない」を選択）



#### 「その他」記載例：

状況に応じ個別に指導／自費で日本語学校へ通っており日本語が理解できている／県による支援を活用している 等

## 5. 支援員等の配置状況

\* 令和元年5月1日現在で雇用・登録等されている日本語指導の支援者・母語支援員（学校において外国人の子供の支援等を行う外部人材）の人数

### 5-1. 日本語指導の支援者

(複数回答)  
n=1,741

選択肢	回答地方公共団体数	人数計(人)
常勤職員	68	239
臨時・非常勤職員	271	1,551
ボランティア	103	1,449
他機関(県・団体等)からの派遣	114	517
その他	48	469
合計	499	4,225

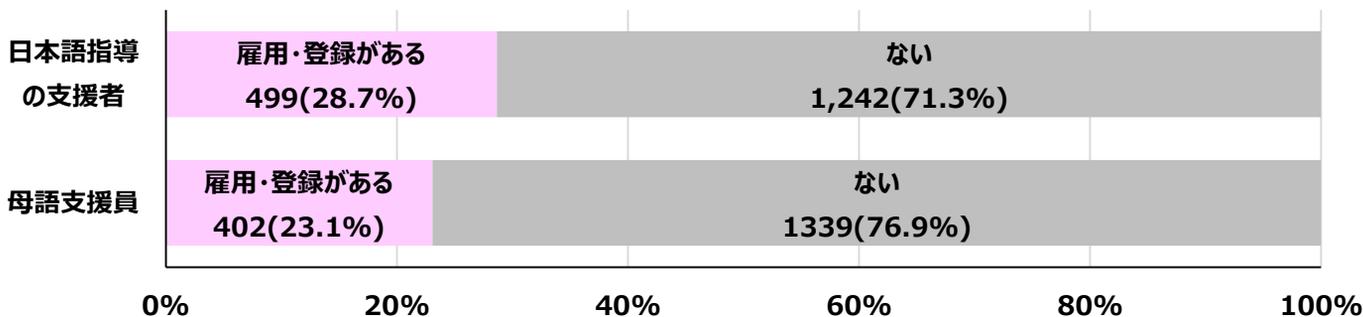
### 5-2. 母語支援員

(複数回答)  
n=1,741

選択肢	回答地方公共団体数	人数計(人)
常勤職員	14	49
臨時・非常勤職員	236	1,408
ボランティア	76	1,405
他機関(県・団体等)からの派遣	85	1,094
その他	54	723
合計	402	4,679

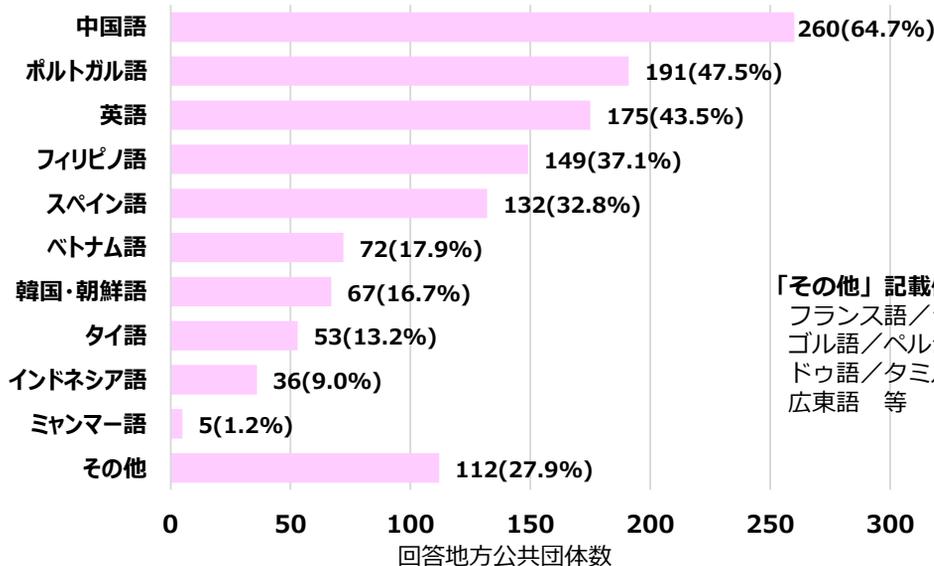
#### <雇用・登録の有無別地方公共団体数>

n=1,741



### 5-3. 母語支援員の言語対応状況 (複数回答)

n=402 (5-2.で1人以上を回答)



#### 「その他」記載例:

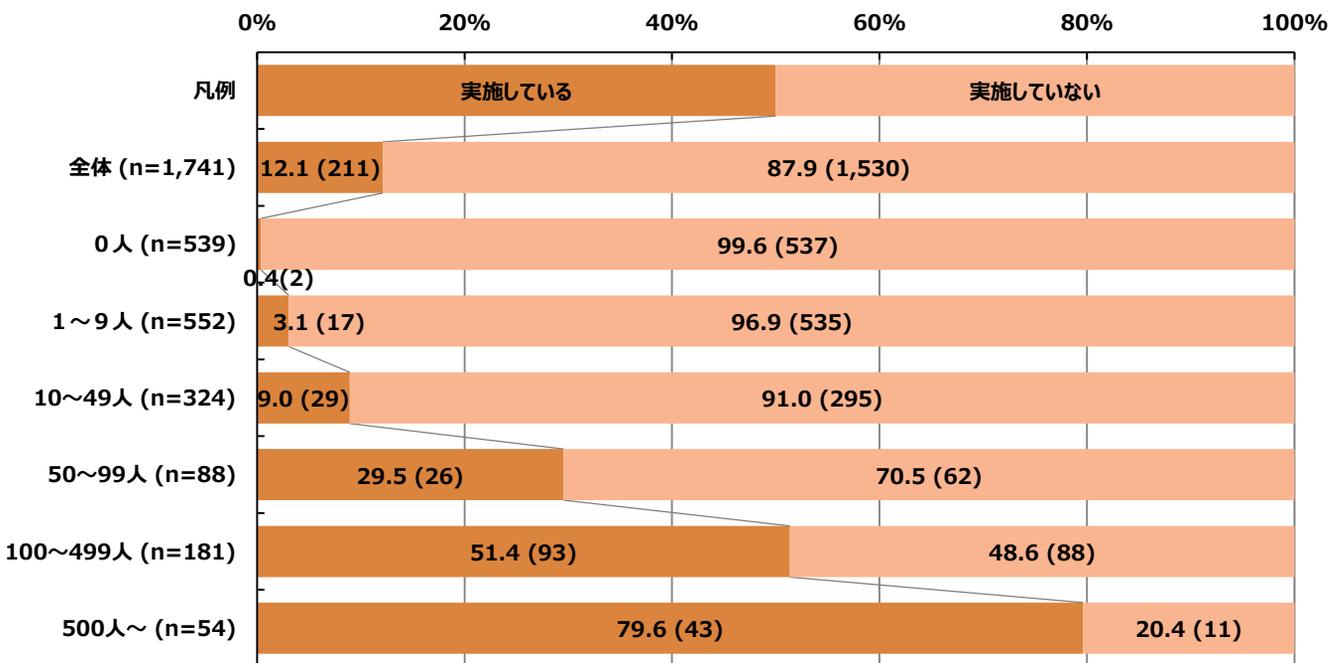
フランス語/ラオス語/アラビア語/ロシア語/モンゴル語/ペルシャ語/シンハラ語/イタリア語/ウルドゥ語/タミル語/ドイツ語/ネパール語/北京語/広東語 等

## 6. 教育委員会における研修の実施状況

### 6-1. 教育委員会における日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育に関する研修の実施状況（複数回答）

#### <研修の有無>

\* 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育に関する教育委員会独自の研修の実施状況

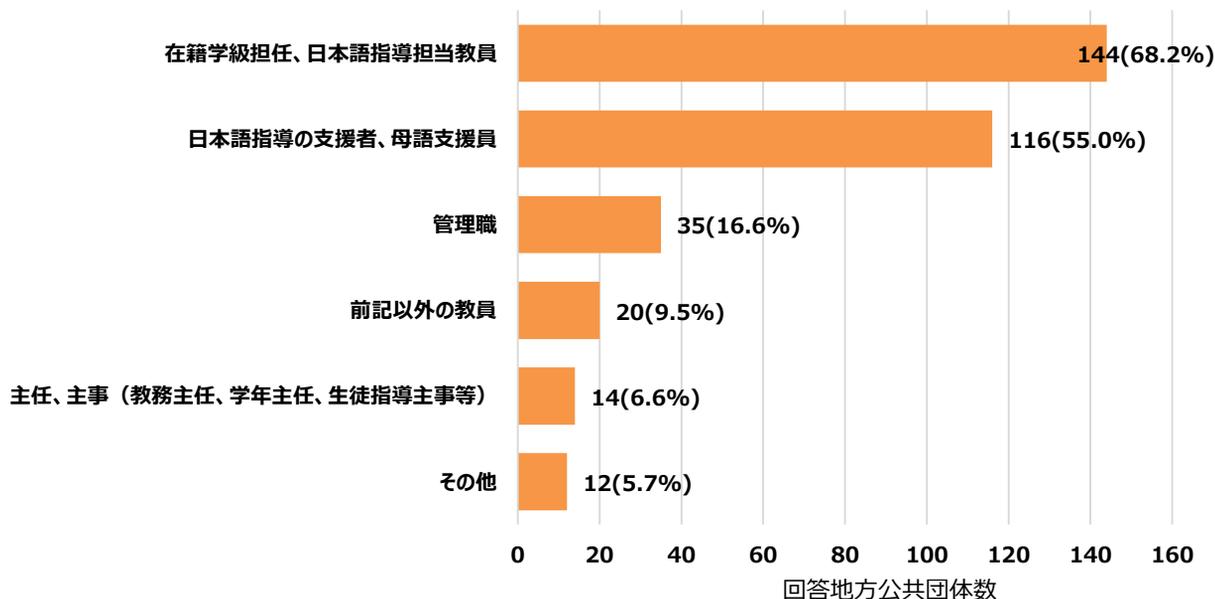


※設問1-1の学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。  
 設問1-1で「不明・無回答」の3地方公共団体を除く（全体（n=1,741）には含む。）。  
 ※（ ）は回答地方公共団体数。

#### <研修の対象者>

\* 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育に関する教育委員会独自の研修を実施している場合の対象者（複数回答）

n=211(教育委員会独自の研修を実施)



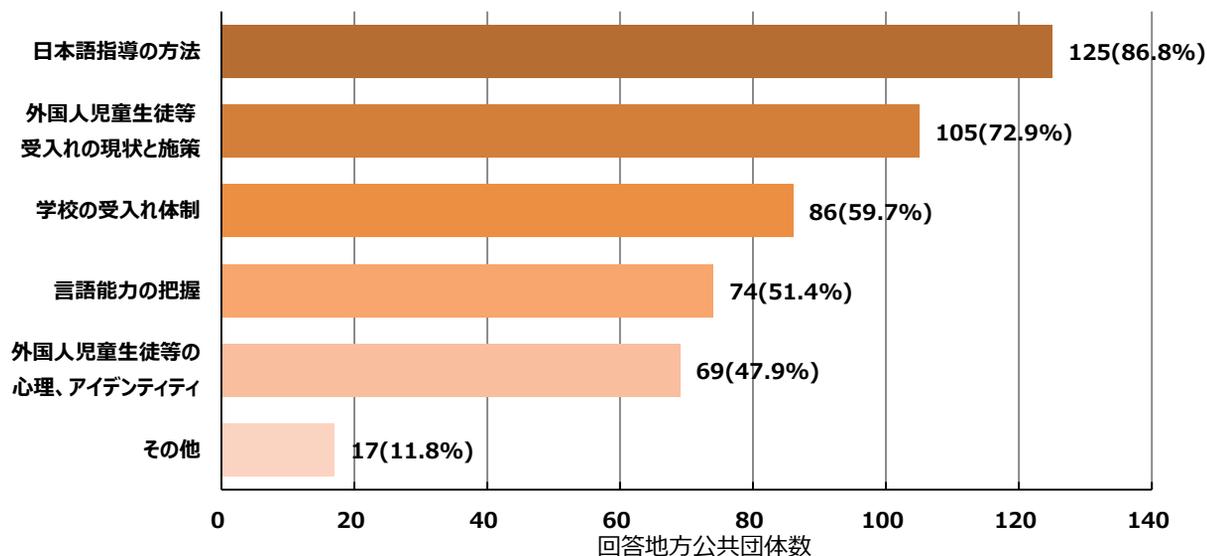
## 6. 教育委員会における研修の実施状況

### 6-2. 在籍学級担任、日本語指導担当教員対象の研修について

\* 前頁設問〈研修の対象者〉で「在籍学級担任、日本語指導担当教員」を選択した場合の、「在籍学級担任、日本語指導担当教員」対象の研修の実施状況

#### 〈研修の内容〉（複数回答）

n = 144（在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修を実施）

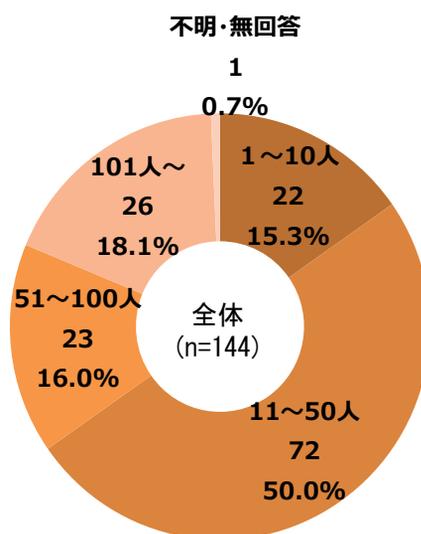
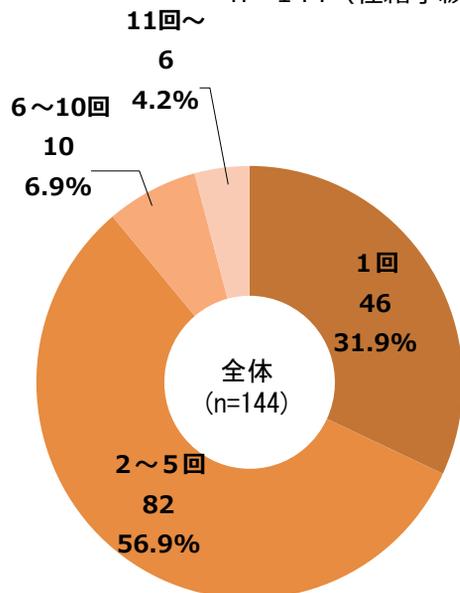


#### 「その他」記載例：

個別の指導計画の作成／進路（高校入試等）／保護者対応／関係機関との連携／教材に関する情報交換／特別支援教育／国際理解教育の推進方法／母語支援員との効果的な支援方法 等

#### 〈年間実施回数ごとの状況（地方公共団体数）〉    〈延べ参加教員数ごとの状況（地方公共団体数）〉

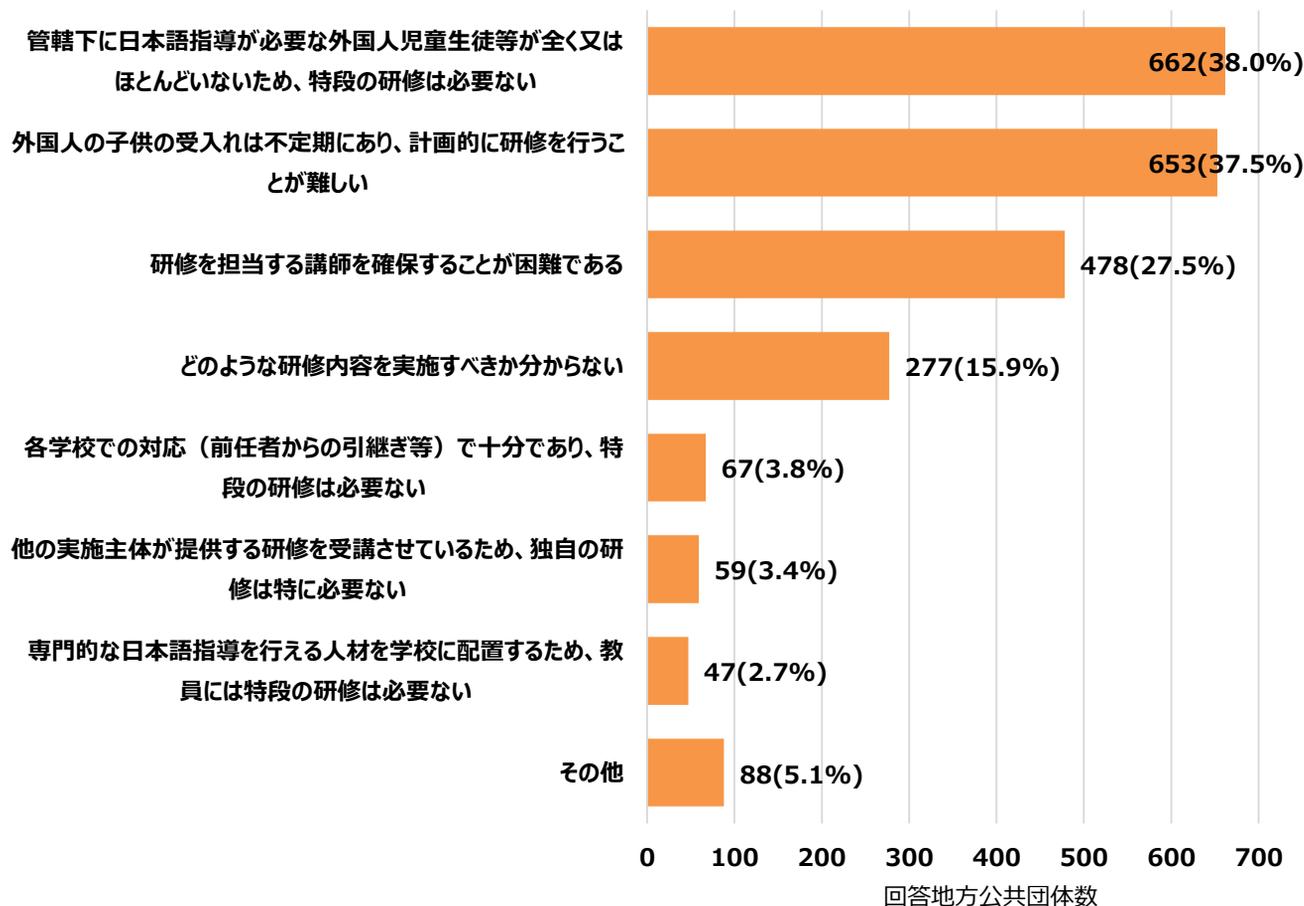
n = 144（在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修を実施）



## 6. 教育委員会における研修の実施状況

### 6-3. 研修の実施について感じること (複数回答)

n = 1,741



「他の実施主体が提供する研修を受講させているため、独自の研修は特に必要ない」場合の他の実施主体例：  
独立行政法人教職員支援機構／都道府県教育委員会／国際交流協会 等

#### 「その他」記載例：

財政上研修の実施が困難／他校の日本語指導教室と相互に授業参観や研修機会が持てるとよい／専門性の高い日本語指導担当教員の継続的な配置が難しい／研修時間の確保が難しい／専門的な研修を市独自で行うことが難しい／日本語指導担当者だけではなく、管理職やその他の教員にも開かれた研修となり、理解啓発を促進できるとより理想的／大学の教員養成課程等での研修が必要／経験に応じたきめ細かい研修内容の設定が必要／日本語指導員同士が常に相談できる状況になく孤立しがちであり、年数回全員が集まる研修及び情報交換が必須 等

## 7. 自由記述より① 就学状況の把握に係る課題の例

### (人員不足)

- 就学促進の把握・促進のための人員が不足している。
- 限られた人員で事務を行っている中、就学義務のある者の対応に忙殺され、全件の就学状況の把握には至っていない。
- 通訳ができる人材の確保が困難であり、積極的な就学案内ができない。
- 文化の違いも含めて、多様化する転入者に説明できる人材がいない。

### (言語・文化の上でのコミュニケーション困難)

- 国籍・言語・文化等が多種多様で対応方法も難しい。
- 通訳ができる人材の確保が困難であり、積極的な就学案内ができない。(再掲)
- 文化の違いも含めて、多様化する転入者に説明できる人材がいない。(再掲)

### (保護者から理解を得ることの困難)

- 子供の教育についてあまり理解を得られない保護者がいる。
- 保護者から「日本の学校に通わせるつもりはない」と申し出があった場合は、就学させていない。

### (法的根拠の不存在)

- 外国人に就学義務が無いことから、各家庭に踏み込んでの確認は難しい。
- 就学義務等の規定がなく、就学状況の把握について根拠となるものがないため、保護者等に説明するのが難しい。

### (保護者との接触困難)

- 様々な時間帯での住民登録地への訪問を行っても不在であることが多く、実態把握が困難。
- 不就学の児童に対して再三入学の意向について通知を郵送しているが返答がなく、状況を確認できない。
- 住民票を残したまま帰国することも多く、実態の把握が困難であることが多い。

### (出入りの多さに伴う困難)

- 外国人の出入りが多く、就学状況の把握に大変苦労している。

### (外国人学校との困難)

- 情報提供に関して協力的でない外国人学校があり、就学状況の把握に苦労している。

### (その他)

- 住民基本台帳と連携したシステムを使用しているため、不就学を希望した児童のデータをどのように処理しておくべきか、苦慮している。インターナショナルスクールなど、取り扱いが明確になっていないため困る。

## 7. 自由記述より② 就学状況の把握に係る取組例

- 外国人に関係なく福祉課（子育て支援担当）や保健介護課（健康増進担当(保健師)）と連携を取り、就学前から就学支援活動を実施。外国人児童生徒に関しては日本語の習得状況に応じて対応を検討し、必要にあわせ学校に支援員を配置している。
- 転入時に関係課と連絡をとり、必ず教育委員会で就学を勧めるようにしている。就学を希望されなかった家庭については、年に1回訪問をして就学についての意思の確認を継続的にしている。
- 市の外国人児童生徒等初期適応指導教室の案内を、市役所での住民登録手続き後、教育委員会で行っている。また、関係の小中学校にすぐ電話連絡し、連携をとっている。
- 市役所国際課やNPO法人と連携をして、外国人児童生徒とその保護者向けに教育相談会が行えるよう準備が進んでいる。
- 外国にルーツのある不就学の子供や学校に通っていても日本語が理解できず、勉強についていけない子供を対象として、市役所の市民協働国際課が窓口となり、日本語初期指導教室を開いている。基本的には6か月を期間としているが、入級希望者が多く、定員オーバーの盛況ぶりである。子供たちがスムーズに日本の生活や学校に慣れて、学べるように市役所、教室、学校、市教委が連絡を取りあっている。
- 転入情報が入ってもなかなか手続きがなされない場合、庁内関係各課が連携してその情報が共有されるようになっており、その後の家庭訪問による働きかけまでできるだけスピード感を持って取り組むことができ、そのことが不就学の状況を放置されたままにならないことにつながっている。
- 各区の住民登録窓口から就学相談窓口へ案内し、就学相談員から就学に関する説明を行っている。
- 毎年12月から1月にかけて、住民登録があり、義務教育諸学校に就学していない外国人児童生徒を対象に、不就学実態調査を行っている。本取組の中で判明した結果は、首長部局（子ども家庭課）にも情報提供し、子供への支援における連携を図っている。また、不就学児童生徒については、保護者に就学の重要性を説明し、就学へのはたらきかけを行うとともに、次年度以降も継続的に戸別訪問を続けている。
- 就学状況の把握については、小学校入学時に、住民基本台帳から学齢児童を把握し、就学時検診の案内を行っている。また、就学時検診に来ない児童に対しては、学校が家庭訪問を行い、就学の案内を行っている。その際に、ブラジル人学校等に進学する児童については、学校ごとに確認している。また、市内のブラジル人学校等に通学する児童生徒については補助金申請時に提出される名簿により状況把握を図っている。
- 公立小中学校の就学状況の把握は、毎月実施する外国人児童生徒の在籍等調査により行っている。調査内容は、人数、国籍、日本語指導の有無といった項目である。
- 学校や地域住民から不就学等の情報があれば、学校と教育委員会で連携して家庭訪問を行い、就学状況を確認している。来日間もない外国人児童生徒には、円滑な学校生活への移行を図るため、教育支援課に就学支援教室を設置し、学習支援等を行っている。
- 毎年市内のインターナショナルスクール及び朝鮮学校を訪問し、外国籍児童生徒の就学状況を調査するとともに、入国管理局への照会によって居住実態の把握に努めている。毎年9月に外国籍新入学児童に対し、国籍ごとに8か国語の就学案内及び就学申請書を送付している。
- 不就学支援をしている首長部局（国際課）に教育委員会も情報提供を行い、不就学者の動向を把握し不就学ゼロを目指している。スムーズに就学できるように、就学促進教室にて、日本語や教科の学習支援を行っている。

⇒ 転入手続時を捉えた働きかけ、担当部局との連携（特に福祉部局、国際関係部局）、NPOとの連携、学校生活開始前の初期指導教室の実施、個別訪問、外国人学校からの情報共有等の取組が行われている。

## 7. 自由記述より③ 学校における外国人児童生徒等の受入れに係る課題の例

### (人員・予算不足)

- 対象児童生徒の増加に対応するため、日本語指導ができる人材と予算の確保が喫緊の課題となっている。
- 外国籍の児童・生徒の人数が多く、対応できる人数に限界がある。また、言語も多岐にわたり、対応が難しい。
- 日本語指導の専門的知識を持っている方が少なく、人材不足である。日本語指導を必要としている児童生徒の増加に対し、指導者の数が圧倒的に少ない。
- 外国人の子供の受け入れが不定期であるために、支援を行う準備や支援のための予算の確保を計画的に行うことが難しい。

### (指導・支援の上での困難)

- 日本語初期指導から次の指導とのつながりを持たせ、継続的に指導を進めていくことが難しい。
- 学校受入れ後、外国人の子供が学校生活に慣れるまでの期間、日本語指導とは別に、学校生活全般（通訳等）における支援員が必要である。
- 学校においては、言語問題もさることながら宗教に関する事項（食事制限やお祈りの時間）への対応等、よりきめ細やかな対応を求められている。
- 特別支援教育が必要な児童生徒の場合の対応の在り方等において課題があると感じている。

### (言語・文化の上でのコミュニケーション困難)

- 外国人の子供の就学希望は年々増加傾向にあり、多様化している。今後自治体向け多言語音声翻訳システム等の実装が不可欠と思われる。
- 保護者も外国籍で日本語があまり通じない場合、学校の説明や受け入れる学年の決定などの話し合いの際に、十分に理解をしてもらうことが難しい。
- 外国人保護者が日本語を習得できず、日本語を習得した子供と意思疎通がしにくくなり、思春期の子供たちの心が安定しない。
- 外国から日本に移住し、ゴミ出しなどの日本の生活文化や通学団など日本独自の学校の文化を全く知らずに入学するケースが増えてきた。日本語も当然話せないのに、本人も保護者も受入れる地域も学校も不安なスタートになり、後にトラブルに発展するケースも多い。一方で日本の文化や日本の教育のシステムなどを、子供を持つ外国人労働者に対して、子供の入学前に講習をしている企業がある。併せて入学の手続きに通訳を同行させるなど、学校も保護者も困らないような配慮をしている企業もある。外国人の子供をスムーズに日本の学校に入学させ、その後も安心して学校生活を送ることができるよう、企業側の努力についても、制度として整えてほしい。

### (母国での学習状況の引継ぎに係る困難)

- 海外の教育システム（例えば、教育課程やそれに基づく指導要録等）に関する情報がない為に、転学・編入学の接続に課題を抱えている。

## 7. 自由記述より④ 学校における外国人児童生徒等の受入れに係る取組例

### (受入れ時の面談、国際教室の設置)

- 外国人児童生徒の受入れに当たって、市教委の担当で面談を行い基礎情報を把握し学校での面談を行っている。日本語指導が必要な児童生徒が一定数（現段階は5人が目安）以上いる学校に国際教室を設置し、担当教員を加配している。

### (支援員の確保・活用)

- 日本語指導の経験が豊富な元教員を支援員として登録し、急な受入れがある学校や受入れ経験の少ない学校へ派遣し、学校の組織体制づくりや母語支援員との効果的な支援方法、初期日本語指導の方法等に関するアドバイス・支援を行っている。学校としても集中して受入れスタート時にアドバイスを受けることができるので大変効果的である。

### (コミュニティスクールの活用)

- コミュニティスクールを開始し、「園・地域・学校協働本部」の中に、「多文化共生委員会」を置き、外国籍園児、児童、生徒に関わる課題解決に向けて地域全体で取り組んでいく体制を築いている。

### (国際交流協会等との連携)

- 学校側から指導員派遣の要請があった場合に、市の学校教育課が県の国際交流協会と連携し、日本語指導員を学校に派遣する形を取っている。まず、県国際交流協会、市の定住交流課、学校、保護者、本人で検討会を行い、指導計画や日程調整を行い、定期的に指導員が学校を訪問し、指導している。
- 学校通訳ボランティアを対象に、教育委員会の指導主事が講師となり、国際教室や学校との連携、高校入試等をテーマとした研修会を開催し、ボランティアが個人面談等で通訳をしやすいよう事前に研修を行っている。また、国際交流協会と教育委員会で定期的に連絡会を開催し、各事業説明や情報交換を密に行うことで、相互の理解を深め、ボランティアが活動しやすい環境づくりに努めている。

### (大学との連携)

- 外国にルーツをもつ児童生徒に対する言語・文化等の相違への対応などについて、大学等と連携し、協働により取り組むことにより、教育現場のコミュニケーション能力の育成と児童生徒の包括的な支援を図る。
- 市内小中学校で急増している外国籍児童生徒及びその保護者を包括的に支援するため、近隣大学と協定を結び、多文化教育スーパーバイザー（1名）や各中学校区から選ばれた教員をコーディネーター（5名）として育成する予定。
- 外国籍児童生徒の保護者向けのオリエンテーション時に大学より講師（留学生等）を派遣予定。

### (NPOとの連携)

- 外国出身者の支援をするNPO法人に通いながら学校へ通学する児童生徒がおり、NPO法人と学校（日本語学級等）にて児童・生徒の就学がスムーズになるよう連携している。

### (企業との連携)

- 日本での生活ルールや最低限の言葉の学習を行う日本語初期集中指導教室を設置しており、この教室の開設・運営にあたって、地元の企業や人材派遣会社などと定期的に情報交換を行い、備品の寄贈や児童生徒の送迎の支援等の協力を得ている。